

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 5 年度 第 3 回滋賀県精密・電気機械器具製造業専門部会 議事要旨

開催日時	令和 5 年 10 月 24 日 ( 火 ) 9 時 22 分 ~ 11 時 45 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 (定数 3 人) 石井利江子 木下康代 宗野隆俊 労働者代表委員 (定数 3 人) 大江彰宏 豊田孝次 平塚雄二 使用者代表委員 (定数 3 人) 小西哲也 田中秀康 西田保夫 事務局 4 人 中井労働基準部長、口賃金室長、 辰巳賃金指導官、浜口労働基準監督官
主要議題	滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について (金額審議)
議事要旨	<p>・ 労使各側委員の主張概要</p> <p>&lt; 労働者側代表の主張 &gt;</p> <p>電機連合傘下の組合では、高卒初任給と最低賃金額を 3 年程度かけて同額にしていこうとしている。</p> <p>電機連合各組合の引き上げ率の最も多い引上げ % を基に引き上げ額を提示し、さらに全会一致を前提に引き上げ額を提示した。</p> <p>その後の協議において、全会一致の引上額 38 円で合意した。</p> <p>&lt; 使用者側代表の主張 &gt;</p> <p>民生電機は業績が良いが、電子部品は非常に厳しい状況にある。</p> <p>当該産業は、過去から他産業より高く引き上げてきている。労働協約ケースであることや他産業と比較して最賃額が低いこともあり、高くしてきた。</p> <p>大手はコロナ前の状況には戻っているが、中小はまだまだである。</p> <p>経団連集計の中小企業の受結結果の製造業平均を参考に引上げを提示し、さらに歩み寄って、全会一致の引上額 38 円を提示し合意した。</p> <p>・ 全会一致で結審し、専門部会報告を作成する。</p> <p>引上額 38 円となる時間額 1,003 円で専門部会報告書を作成し、滋賀地方最低賃金議会に報告。</p> <p>最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用していないため、令和 5 年 11 月 1 日開催の滋賀地方最低賃金審議会で審議、答申予定。</p>